

おんがこどもまつり出店要綱

開催日 令和8年4月29日（水曜日・祝日） ※雨天決行・延期なし（ただし荒天の場合は中止あり）

開催時間 午前10時～午後2時

会場 遠賀総合運動公園 キャンプ場

出店団体について

- 遠賀町商工会会員とする。
 - 出店は1団体までとする。ただし、応募が定数を上回った場合は、選定または抽選を行うものとする。
- ※抽選の場合は、3月11日（水）午後2時から 遠賀町役場 1階 庁議室にて行います。

提供内容について

- 主食を含む食事の販売とする。
例) おにぎりセット、お弁当、うどん、惣菜パンなど
ただし、遠賀町婦人会が焼きそば（200円）を出店する予定
- 販売価格、販売食数は、今後協議の上決定する。
価格帯は、こどもまつりの趣旨や他の飲食ブースとの兼ね合いから約350円～500円／個を想定している。販売食数は、最低40個は行うものとする。

補填について

販売価格約350円～500円／個で出店の場合、赤字分は遠賀町教育委員会で補填を行う。ただし、補填の上限額は2万円とする。

なお、500円以上の金額で販売することも可能だが、その場合、遠賀町教育委員会による赤字分の補填はないものとする。

出店団体の募集について

- 出店を希望する団体は、「飲食販売申込書」、「誓約書」を記入し、**令和8年2月27日（金）まで**に生涯学習課宛てにメールまたはFAXにて送信すること。

出店の拒否について

- 次に該当する場合は、出店を許可しないものとする。
 - ① 出店許可を得ようとする者が、暴力団関係企業、団体、またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合。
 - ② 出店許可を得ようとする者が、暴力団等を従業員として使用すると認められる場合。
 - ③ 出店許可を得ようとする者が、暴力団等にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。

出店許可の取り消しについて

- 実行委員会は、出店者が関係法令及びこの出店要綱に違反したとき、または事業運営上不適応であると認められるとき、並びに、次に掲げる各号のひとつに該当する場合、出店許可を取り消すことができるものとする。また、出店を取り消された場合、翌年から3年間は当該まつりへの出

店はできないものとする。

- ① 出店許可を得た者が、暴力団等であると判明した場合。
- ② 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合。
- ③ 出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合。
- ④ 出店許可を得た者が、暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合。
- ⑤ 暴力団等を従業員として使用した場合。
- ⑥ 営業中に、粗暴、卑劣な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合。
- ⑦ 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗暴な服装や態度をとった場合。
- ⑧ 実行委員会関係者の指示に従わない場合。

出店の配置等について

- 出店位置は、別紙出店者用地図に記載のとおりとし、枠は5. 4 m×3. 6 m以内かつ1枠とする。
- テント、イス、テーブルは事務局にて設置する。電源（発電機等）、消火器等、その他出店に必要な備品は各自で準備すること。
- まつり当日の準備車両等の搬入は、午前8時30分からとする。また、設営場所にはその他団体も同時刻に車両を使用して準備を行うため車両及び身体への接触に注意し、行うこと。事故等が起きた場合の責任はおんがこどもまつり実行委員会及び町は負わなものとする。
- まつり当日の準備時間は、午前8時30分から午前9時20分までに終わらせること。
- 搬入・準備を終えた車両については、砂利駐車場（スタッフ駐車場）に駐車すること。

遵守事項について

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 出店者は、実行委員会の指示に従うこと。
- 出店に関して、第三者への名義の貸し借りや場所貸しは禁止する。
- 子ども向けのまつりであることの意義を十分に理解した料金設定とすること。
- 出店するにあたり、そこで発生した事故、盗難、天災、その他によって損害を受けた場合については、一切の責任を実行委員会に問わなものとする。
- 出店者は、賠償責任保険に加入すること。
- 必ず、まつり開催時間内で販売すること。（午前10時～午後2時）
- 販売品目は、申請内容と相違ないものとすること。
- 食品を扱う出店主は、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導に従い、臨時営業許可等の出店に必要な申請を行い、許可を得ること。また、手洗い・消毒等の衛生面に十分注意し、食中毒等を絶対に起こさないよう安全に配慮すること。（実行委員会では一切責任を負わないものとする。）
- まつり当日は、臨時営業許可証を出店区画の表から見える位置に掲示すること。
- 子ども向けのまつりとして開催するので、アルコール類や危険な玩具（鉄砲やパチンコ等の飛び道具）の販売はしないこと。
- 出店者は、指定された場所以外での立ち売りや呼び込み等、不当な販売行為を行わないこと。
- 第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負わなければならないこと。
- 火気等の取り扱いについては、十分に注意すること。火気等を使用する出店者は必ず消火器を準備し、事故等を絶対に起こさないように安全に配慮をすること。（「火災予防条例の改正に伴う消火器の設置について」を参照のうえ、火災予防条例を厳守すること。）

- まつりは雨天決行であり、雨天時における店舗の位置は変更する。他団体の屋外での催し物の一部が中止となり一般客の参加人数も減少する旨了承すること。なお、雨天により生じた派生的、付隨的、間接的損害について、実行委員会では一切責任を負わないものとする。ただし、販売予定物の赤字補填額については晴天時同様上限額を補填する。
- 荒天による中止の判断は、前々日に実行委員会で行う。
- 荒天により、おんがこどもまつりの開催が中止になった場合、それにより生じた派生的、付隨的、間接的損害について、実行委員会では一切責任を負わないものとする。ただし、販売予定物の赤字補填額については晴天時及び雨天時同様上限額を補填する。上限額の2万円を超える場合は別途協議して定める。
- こどもまつりの趣旨に沿わない勧誘行為等は行わないこと。
- 会場内における商品及び金銭トラブル等について、実行委員会は一切関知しないため、出店者と購入者とで責任を持って行うこと。
- まつり終了時間の午後2時を迎えたら速やかに営業を中止・終了すること。
- 出店場所及び会場周辺へゴミ・水・氷・炭等を放置せず、会場内に配置されたゴミ集積場へ集めること。また、片付け開始時間後は、速やかに出店した物品、ゴミ等を搬出し、現状に復すこと。
- その他、出店に係る諸問題等については、出店者が全て責任を持って対処すること。
- その他、確認事項が発生した場合は遠賀町教育委員会と隨時打ち合わせを行い決定すること。